

2022.11.15

県民投票直接請求についての公開アンケートへの回答

茨城県議会議員選挙立候補予定者（鉾田市・茨城町・大洗町選挙区）

井川 倫士

1、茨城県民が、茨城県政のさまざまな課題について「県民投票条例の制定」を求めることについて、どのようにお考えですか？

住民による直接請求は、民主主義の根幹となる最も重要な制度の一つです。

ですから、直接請求の権利行使は、県民にとって県民の意思表示の大切な機会と捉えています。その際、県民生活に係る方向性を二分するような重要課題あるいは県民の生命と財産が脅かされる事案について、権利行使されるべきだと考えます。

2、当会は2020年6月「東海第二原発の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定」を求め、茨城県へ直接請求を行いました。県議会で否決されました。この点についてご見解をお聞かせください。

貴会が実施された県民投票条例の制定については、各種マスコミも注目する事案でした。

県議会の中でも、相当な議論をされたと聞いておりますが、一般県民がその議論の内容や過程を知る機会は、委員会及び本議会に依るところでした。この取扱結果について、直接請求に関わられた県民の皆様が納得されたのか判断できませんが、今後の議会制民主主義の課題として重く受け止めております。

3、東海第二原発の再稼働について、茨城県民の意思をどのタイミングで確認すべきとお考えですか？

東海第二原発の再稼働は、エネルギー自給率の確保ならびに脱炭素（CO²削減）等の国策として進められているものです。

そのためにも、適切な情報を県民に開示して、県民の声の集約に努めた上で方向性をまとめ速やかな意思表示の機会を提供する必要があります。

4、「東海第二原発の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定」は、どのような条件が整えば賛成しますか？また、再度の直接請求についてどのようにお考えですか？

前回の県議会での議論の過程において、県民に対する公平な情報提供の担保が可能であるのか、または県民投票実施の時期が不明確であることが課題として挙げられております。

この点が解消されれば、賛成すべきであると考えます。